

花巻市振興センター管理規則

平成18年12月19日規則第376号

花巻市振興センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻市振興センター条例(平成18年花巻市条例第312号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、振興センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により許可を受けようとする者は、振興センター使用許可申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請を適当と認め、施設の使用を許可するときは、振興センター使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第3条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用内容を変更し、又は取り消すときは、あらかじめ振興センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当であると認めたときは、振興センター使用許可変更・取消承認通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、振興センター使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定める理由に該当するものについて、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第7条第4号及び第5号により使用を取り消したとき 全額

(2) 使用の前日までに使用の中止を申し出て相当の理由があると認められたとき
100分の50

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、振興センター使用料還付申請

書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（汚損等の届出）

第6条 使用者が使用中に施設等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに届けて市長の指示を受けなければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日の日までに、花巻市公民館管理規則（平成18年教育委員会規則第22号）の規定によりなされた申請その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条、第5条関係）